

平成21年4月4日 【中央政策情報第19号】

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案要綱を手掛かりとして

《児童福祉法改正》

●障害児施設の見直し

重症心身障害児施設等の入所による支援を行う施設を「障害児入所施設」とする。
通所による支援を行う施設を「児童発達支援センター」に、それぞれ一元化する。（第7条第2項）

* 「障害児入所施設」を「福祉型障害児入所施設」、「医療型障害児入所施設」とする。

* 「児童発達支援センター」を「福祉型児童発達支援センター」、「医療型児童発達支援センター」とする。（第42条・第43条）

●障害児通所支援の見直し

*障害児通所支援の種別

・児童発達支援 ・**医療型児童発達支援** ・放課後等ディサービス ・保育所等訪問支援

・これらの障害児通所支援を行う事業を「障害児通所支援事業」とする。（第6条の2第1項）

*児童発達支援の定義

児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与することをいう。（第6条の2第2項）

*医療型児童発達支援の定義

医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。（第6条の2第3項）

*放課後等ディサービスの定義

放課後等ディサービスとは、就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。（第6条の2第4項）

***保育所等訪問支援の定義**

保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。（第6条の2第5項）

●障害児通所支援給付費等の給付等

*市町村は、通所給付決定を受けた障害児の保護者が、都道府県知事が指定する指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたときは、障害児通所給付費を支給する。（第21条の5の3第1項）

*障害児通所給付費の額は、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を控除した額とする。（第21条の5の3第2項）

*障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の通所給付決定を受けなければならないものとし、所要の手続きを定める。（第21条の5の5から第21条の5の10まで及び第21条の5の13）

*指定障害児通所支援事業者の指定は、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行う。（第21条の5の14）

*市町村は、通所給付決定に係る障害児が、指定障害児通所支援事業者等から医療型児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支給する。（第21条の5の27）

●障害児の入所による支援の見直し

*知的障害児施設支援、知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援及び重症心身障害児施設支援とされている障害児施設支援について、入所による支援については、障害児入所支援に再編する。（第7条第2項）

*都道府県が支給する障害児施設給付費について、入所による支援に係る給付として障害児入所給付費に改める。

*障害児施設入所給付費の額について、指定入所支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を控除した額とする。（第24条の2）

◎障害児入所施設から引き続き障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する者に対する配慮に関する事項政府は、施行日前に指定知的障害児施設等に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービスを利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設の基準の設定等に当たっ

て適切な配慮を講ずるよう努めなければならないこととする。

(改正法附則第3条)

◎市町村は、施行日の前日に指定知的障害児施設等に入所又は入院している者であって、この法律の施行により継続して障害福祉サービスを利用する必要がある者について、申出があった場合には、現に利用しているサービスに相当する障害者自立支援法のサービスに係る支給決定を行うものとする。(改正法附則第35条)

●障害児相談支援事業の創設

*障害児相談支援事業の定義

障害児相談支援事業とは、障害児相談支援⇒障害児支援利用援助+継続障害児支援利用援助を行う事業をいう。(第6条の2第6項)

*障害児支援利用援助の定義

障害児支援利用援助とは、障害児通所支援給付費等の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、当該給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行うことをいう。(第6条の2第7項)

*継続障害児支援利用援助の定義

継続障害児支援利用援助とは、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行うことをいう。(第6条の2第8項)

●社会福祉法の一部改正

児童福祉法に規定する障害児入所施設を経営する事業を第一種社会福祉事業に位置付ける。(社会福祉法第2条第2項第2号)

障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業並びに障害者自立支援法に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業を第二種社会福祉事業に位置付ける。(社会福祉法第2条第3項第2号)

【了】